## 丹波市に転入された方へ

※転入日に18歳以上30歳未満の方

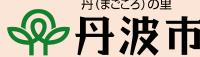
市内に転入し6か月以上就職等を継続された方に 10万円の奨励金を交付します!

- [対象者]
  - 以下の全ての要件に該当する方が対象です。
  - (1) 転入日が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの方 ※住民票異動のある方
  - (2)転入日に18歳以上30歳未満の方
  - (3)就職日又は起業日が令和7年4月30日までの方
  - (4) 転入日又は就職日等のうち最も遅い日から6か月以上継続して市内に住所を有し居住する方
  - (5) 転入日又は就職日等のうち最も遅い日から6か月以上継続して就職している方
- 「交付申請〕
  - 交付申請書兼請求書に以下の書類を添付して提出してください。
  - (1)事業所が証明する就労証明書
  - (2)所得税法に基づく開業届の写し(個人事業主の場合)
  - (3) 通帳又はキャッシュカードの写し
  - (4)6か月以上事業を継続していることが確認できる書類(起業の場合) ※売上台帳、帳簿等
- 「申請期限〕 対象者となった日から3か月以内
- 「提出先〕 子育て支援課





丹(まごころ)の里



〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市 健康福祉部 子育て支援課 **☎**0795-88-5751